



山形県公報

平成27年9月25日(金)
第2683号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………(会 計 局) ……1165

### 告 示

- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) …… 同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………( 同 ) ……1166
- 県営土地改良事業計画の変更……………( 同 ) ……1167
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) …… 同
- 県営土地改良事業計画の決定……………( 同 ) …… 同
- 市町村が行う国土調査の指定……………(農村整備課) ……1168
- 民有保安林の指定……………(林業振興課) …… 同
- 同……………( 同 ) …… 同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……1169
- 県道の供用の開始……………( 同 ) …… 同
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) …… 同

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) …… 同
- 同……………(庄内総合支庁建築課) ……1173

## 規 則

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第57号

#### 山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項第8号中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第796号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西川町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成27年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所                 |
|----------|-----------|---------------------|
| 理 事      | 伊 藤 哲 治   | 西村山郡西川町大字吉川904番地内 1 |
| 同        | 設 楽 則 夫   | 同 睦合丙272番地の 1       |
| 同        | 志 田 信 一 郎 | 同 大井沢905番地          |
| 同        | 土 田 信 太 郎 | 同 吉川368番地           |
| 同        | 伊 藤 佐 平 衛 | 同 96番地              |
| 同        | 工 藤 正 章   | 同 1123番地            |
| 同        | 渋 谷 健 悦   | 同 大井沢176番地          |
| 監 事      | 佐 藤 良 秋   | 同 睦合丙202番地          |
| 同        | 後 藤 寿 彦   | 同 吉川1117番地          |
| 同        | 高 橋 正 雄   | 同 724番地             |

## 山形県告示第797号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西川町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成27年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所                  |
|----------|-----------|----------------------|
| 理 事      | 設 楽 則 夫   | 西村山郡西川町大字睦合丙272番地の 1 |
| 同        | 工 藤 正 章   | 同 吉川1123番地           |
| 同        | 渋 谷 健 悦   | 同 大井沢176番地           |
| 同        | 土 田 信 太 郎 | 同 吉川368番地            |
| 同        | 志 田 信 也   | 同 大井沢849番地乙          |
| 同        | 高 橋 辰 吉   | 同 吉川939番地            |
| 同        | 阿 部 栄 蔵   | 同 646番地              |
| 監 事      | 後 藤 寿 彦   | 同 1117番地             |
| 同        | 高 橋 正 雄   | 同 724番地              |

|   |         |   |          |
|---|---------|---|----------|
| 同 | 佐 藤 良 秋 | 同 | 睦合丙202番地 |
|---|---------|---|----------|

**山形県告示第798号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営長島地区土地改良事業（農地整備事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営長島地区土地改良事業（農地整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
村山市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成27年10月1日から同月30日まで
- 4 その他  
この告示に係る変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。  
また、この変更については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対しのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第799号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成27年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
大町溝土地改良区
- 2 事務所の所在地  
酒田市砂越字小形111番地
- 3 認可年月日  
平成27年9月15日

**山形県告示第800号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営五斗畑地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営五斗畑地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成27年9月28日から同年10月27日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。  
また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対しのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを

知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

#### 山形県告示第801号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、国土調査として次のとおり指定した。

平成27年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定年月日  
平成27年8月6日
- 2 調査を行う者の名称  
戸沢村
- 3 調査地域  
最上郡戸沢村大字古口の一部
- 4 調査期間  
平成27年8月21日から平成28年3月31日まで

#### 山形県告示第802号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成27年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定に係る保安林の所在場所  
鶴岡市山五十川字山崎144-1から144-3まで
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
イ 主伐に係る伐採種は、定めない。  
ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第803号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成27年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定に係る保安林の所在場所  
鶴岡市山五十川字沢ノ内25、27-4、27-5、158-5
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
イ 主伐に係る伐採種は、定めない。  
ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第804号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成27年9月25日から同年10月8日まで縦覧に供する。

平成27年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 十日町山形線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長     |
|-----------------------------|------|-----------------------|---------|
| 上市市金瓶字富沢34番3から<br>同 北53番1まで | 旧    | 22.0メートル<br>}<br>16.0 | 130メートル |
| 同 上                         | 新    | 22.0メートル<br>}<br>16.0 | 同 上     |
| 同 上                         |      | 12.0メートル<br>}<br>10.8 | 107メートル |

**山形県告示第805号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成27年9月25日から同年10月8日まで縦覧に供する。

平成27年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 十日町山形線
- 2 供用開始の区間 上市市金瓶字富沢34番3から  
同 北53番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年9月28日

**山形県告示第806号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成27年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道置総建第324号
- 2 指定の場所 南陽市宮内字大清水4670番1の一部
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル、延長31.832メートル
- 4 指定年月日 平成27年9月14日

**公 告**

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成27年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |
|------------------|--------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
|                  |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営鈴川第二ア<br>パート1号 | 山形市鈴川町三<br>丁目18-48 | 3K   | 44.4                          | 1    | 一般用 | 11,900                  | 13,800                             | 15,700                             | 17,800                             | 20,100 | 20,100                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同 2号             | 同 18-51            | 同    | 44.4                          | 1    | 同   | 12,300                  | 14,300                             | 16,300                             | 18,400                             | 19,500 | 19,500                             |                                    |
| 同 5号             | 同 17-17            | 同    | 44.4                          | 2    | 同   | 12,300                  | 14,300                             | 16,300                             | 18,400                             | 19,500 | 19,500                             |                                    |
| 同 五十鈴アパ<br>ート2号  | 同 大野目二<br>丁目2-50   | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 14,700                  | 17,000                             | 19,500                             | 22,000                             | 25,100 | 26,800                             |                                    |
| 同 馬見ヶ崎ア<br>パート2号 | 同 円応寺町<br>21-26    | 3DK  | 59.3                          | 1    | 同   | 18,000                  | 20,700                             | 23,700                             | 26,800                             | 30,600 | 35,300                             |                                    |
| 同 宮町アパー<br>ート2号  | 同 宮町二丁<br>目8-26    | 同    | 66.5                          | 1    | 同   | 22,700                  | 26,200                             | 29,900                             | 33,800                             | 38,600 | 44,600                             |                                    |
| 同 深町アパー<br>ート4号  | 同 深町一丁<br>目7-34    | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 23,200                  | 26,700                             | 30,600                             | 34,500                             | 39,400 | 44,700                             |                                    |
| 同 きたまちア<br>パート3号 | 同 桜町三丁<br>目2-9     | 同    | 66.5                          | 1    | 同   | 25,500                  | 29,500                             | 33,700                             | 38,000                             | 43,400 | 50,100                             |                                    |
| 同 あたごアパ<br>ート    | 同 小白川町<br>五丁目27-15 | 3LDK | 71.9                          | 1    | 同   | 28,900                  | 33,400                             | 38,100                             | 43,000                             | 49,200 | 56,700                             |                                    |
| 同 土屋倉アパ<br>ート1号  | 同 山市美咲町二<br>丁目3    | 3DK  | 51.8                          | 1    | 同   | 12,500                  | 14,500                             | 16,600                             | 18,700                             | 21,400 | 24,700                             |                                    |
| 同 2号             | 同                  | 同    | 51.8                          | 1    | 同   | 12,700                  | 14,600                             | 16,800                             | 18,900                             | 21,600 | 24,900                             |                                    |
| 同 長清水アパ<br>ート3号  | 同 長清水一<br>丁目10-13  | 同    | 67.7                          | 1    | 同   | 21,500                  | 24,800                             | 28,400                             | 32,000                             | 36,600 | 42,200                             |                                    |
| 同 長岡アパー<br>ート1号  | 同 天童市中里一丁<br>目2-1  | 同    | 75.9                          | 1    | 同   | 27,400                  | 31,600                             | 36,200                             | 40,800                             | 46,600 | 53,800                             |                                    |
| 同 2号             | 同 2-2              | 同    | 75.9                          | 1    | 同   | 27,400                  | 31,600                             | 36,200                             | 40,800                             | 46,600 | 53,800                             |                                    |

|                   |                               |      |      |   |                   |        |        |        |        |        |        |     |
|-------------------|-------------------------------|------|------|---|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 4号              | 同 2-4                         | 同    | 70.6 | 1 | 同                 | 26,000 | 30,000 | 34,300 | 38,700 | 44,200 | 51,000 |     |
| 同 交り江アバ<br>一ト2号   | 同 交り江五<br>丁目10-2              | 同    | 62.8 | 1 | 同                 | 17,200 | 19,900 | 22,800 | 25,700 | 29,300 | 33,900 |     |
| 同 天童駅西ア<br>パー一ト1号 | 同 駅西二丁<br>目2-27               | 同    | 61.0 | 1 | 同                 | 18,300 | 21,100 | 24,100 | 27,200 | 31,100 | 35,900 |     |
| 同 2号              | 同 2-30                        | 同    | 64.2 | 1 | 同                 | 19,200 | 22,200 | 25,400 | 28,600 | 32,700 | 37,800 |     |
| 同                 | 同                             | 同    | 61.0 | 1 | 同                 | 18,300 | 21,100 | 24,100 | 27,200 | 31,100 | 35,900 |     |
| 同 天童南部ア<br>パー一ト5号 | 同 南町三丁<br>目18-5               | 2LDK | 70.1 | 1 | 特定目的用<br>(店舗・事務用) | 25,900 | 29,900 | 34,200 | 38,500 | 44,000 | 50,800 |     |
| 同 芦沢アパー<br>一ト     | 東村山郡山辺町<br>大字山辺字芦沢<br>2084-7  | 2DK  | 52.8 | 1 | 一般用               | 11,200 | 12,900 | 14,800 | 16,700 | 19,100 | 22,000 | 単身可 |
| 同 近江アパー<br>一ト1号   | 同 近江1-1                       | 3DK  | 62.6 | 1 | 同                 | 18,500 | 21,300 | 24,400 | 27,500 | 31,400 | 36,300 |     |
| 同 塩水アパー<br>一ト2号   | 寒河江市大字寒<br>河字塩水46-<br>1       | 同    | 70.7 | 1 | 同                 | 23,900 | 27,500 | 31,500 | 35,500 | 40,600 | 46,900 |     |
| 同 左沢アパー<br>一ト     | 西村山郡大江町<br>大字藤田字藤田<br>原264-3  | 同    | 59.3 | 2 | 同                 | 13,500 | 15,500 | 17,800 | 20,100 | 22,900 | 26,500 |     |
| 同 尾花沢アパー<br>一ト    | 尾花沢市新町一<br>丁目9-36             | 同    | 64.2 | 1 | 同                 | 19,500 | 22,600 | 25,800 | 29,100 | 33,300 | 38,400 |     |
| 同 大石田アパー<br>一ト    | 北村山郡大石田<br>町大字大石田甲<br>623-157 | 同    | 59.4 | 1 | 同                 | 14,600 | 16,800 | 19,200 | 21,700 | 24,800 | 28,600 |     |
| 同 あけぼのア<br>パー一ト   | 同 丁<br>277-4                  | 同    | 70.3 | 1 | 同                 | 20,200 | 23,300 | 26,700 | 30,100 | 34,400 | 39,600 |     |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成27年10月2日から同月8日まで（月曜日を除く。）（受付時間 午前10時から午後6時ま



で）（ただし、郵送の場合は、平成27年10月8日までの消印のあるもの限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成27年12月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成27年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称         | 所在地              | 規格                                                   | 公募戸数 | 区分                 | 家賃              |                            |                            |                            | 摘要     |                            |                            |
|------------|------------------|------------------------------------------------------|------|--------------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|----------------------------|----------------------------|
|            |                  |                                                      |      |                    | 収入が104,000円以下の者 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者 |        | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者 | 収入が186,000円を超え214,000円以下の者 |
| 県営東部アパート1号 | 鶴岡市朝陽町6-25       | 住宅形式<br>3DK<br>1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル<br>55.7 | 2    | 一般用                | 14,200          | 16,400                     | 18,800                     | 21,200                     | 24,200 | 28,000                     | 3月分の家賃に相当する額               |
| 同川南アパート1号  | 酒田市若宮町二丁目1-1     | 2DK                                                  | 4    | 同                  | 15,400          | 17,800                     | 20,400                     | 23,000                     | 26,300 | 30,300                     |                            |
| 同2号        | 同1-2             | 同                                                    | 1    | 同                  | 15,600          | 18,000                     | 20,500                     | 23,200                     | 26,500 | 30,600                     |                            |
| 同川南住宅3号    | 同1-3             | 同                                                    | 2    | 同                  | 16,400          | 18,900                     | 21,600                     | 24,400                     | 27,900 | 32,100                     |                            |
| 同          | 同                | 同                                                    | 1    | 同                  | 16,400          | 18,900                     | 21,600                     | 24,400                     | 27,900 | 32,100                     |                            |
| 同東泉アパート1号  | 同東泉町四丁目15-21     | 3DK                                                  | 1    | 同                  | 17,500          | 20,200                     | 23,100                     | 26,000                     | 29,800 | 34,300                     |                            |
| 同鳥海アパート1号  | 同富士見町三丁目2-118    | 同                                                    | 1    | 同                  | 23,000          | 26,500                     | 30,300                     | 34,200                     | 39,100 | 45,100                     |                            |
| 同2号        | 同                | 同                                                    | 1    | 同                  | 23,200          | 26,800                     | 30,700                     | 34,600                     | 39,600 | 45,700                     |                            |
| 同3号        | 同                | 同                                                    | 1    | 特定目的用<br>(高齢・身障者用) | 23,900          | 27,600                     | 31,500                     | 35,600                     | 40,600 | 46,900                     |                            |
| 同余目アパート1号  | 東田川郡庄内町余目字大塚93-1 | 同                                                    | 1    | 一般用                | 16,300          | 18,800                     | 21,600                     | 24,300                     | 27,800 | 32,100                     |                            |
| 同狩川アパート    | 同狩川字山居22         | 同                                                    | 2    | 同                  | 12,800          | 14,800                     | 16,900                     | 19,100                     | 21,800 | 25,100                     |                            |
| 同遊佐アパート    | 飽海郡遊佐町遊佐字田子10-2  | 同                                                    | 1    | 同                  | 13,800          | 15,900                     | 18,200                     | 20,500                     | 23,500 | 27,100                     |                            |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成27年10月5日から同月9日まで（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送

の場合は、平成27年10月9日までの消印のあるもの限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 平成27年12月上旬